

平城朝における仏教政策

——大同元年十月五日勅について——

入 江 哲 史

はじめに

平城天皇はその在位が比較的短期間であつたうえに、『日本後紀』の欠逸という史料制約もあつて、平城朝の問題は、時に見過ごされることさえもあつたのである。仏教史という面に関していえば、平城朝が仏教に対して無関心ないしは冷淡であつた、という見方が誤りである事はすでに中井真孝氏が指摘されておられる⁽¹⁾。しかし、やはり平城朝の仏教政策そのものに対しての論考は決して多いとはいえない。そこで、現在まであまり注目されることのない平城朝の仏教政策について考察し、その問題点をわずかも明らかにしたいと思う。

本稿は、大同元年（八〇六）十月五日勅によってどのような処置がとられたのかを検討するものである。

一 問題の所在

まず、大同元年十月五日勅を含む、弘仁三年（八一二）七月十日の官符を以下に挙げる⁽²⁾。

太政官符

庠_下僧尼之犯依_三令_二条_一勘_上事

右被_三太政官去六月廿三日符_二偈_一。檢_三案内_二太政官大同元年十月五日下午_三彼省_二符偈_一。奉_レ勅。内典之門持_レ戒為_レ首。苟有_三破犯_二誰弘_三厥道_一。然則道之盛衰良由_三其人_一。保_三護國家_二莫_レ不_レ率_レ斯。故緇徒之禁具載_三科条_一。凡在_三非違_二准_レ法_一心_レ勘。今得_三少僧都忠芳_二状_一偈。僧尼行業或不_レ如_レ法。即律教中已設_三明制_一。禁斷之事請准_三教旨_一。夫緇素異_レ形内外殊_レ趣。宜_三依_レ所_二請_レ任_三令_二遵行_一。但殺人姦盜此是不_レ輕。隨_レ犯還俗一如_三外法_一者。今右大臣宜奉_レ勅。如聞。頃者僧尼多犯_三法禁_一。所司專任_三律教_二不_レ加_三推勘_一。朝憲稍弛。為_レ弊良深。宜_下自今以後僧尼犯罪不_レ論_三輕重_一。一依_三僧尼令_一勘_上。

弘仁三年七月十日

この大同元年十月五日の勅は、僧尼令の施行の停止という内容を含むと考えられてきた⁹⁾。そのため、研究の少ない平城朝の仏教政策のなかでは、比較的多くの考察がなされている史料である。しかし、この勅が具体的にいかなる内容を含むものであり、またどういふ処置を命じたものであるかを検討する余地はまだ残されているように思われる。

まず、勅文中に「但殺人姦盜此是不_レ輕。隨_レ犯還俗一如_三外法_一」とあるところから、この勅は、外法に対するものによって僧尼を処罪するという内容を含むと思われる。また、弘仁三年の官符の「所司專任_三律教_二不_レ加_三推勘_一」という状況なので、「宜_下自今以後僧尼犯罪不_レ論_三輕重_一。一依_三僧尼令_一勘_上」との文からも、律教とは外法、つまり律令格式等に対する概念であることは間違いないであろう。したがって、この大同元年の勅によって僧尼令になんらかの変更が加えられたと考えてよいと思われる。

それでは、「律教」とはいかなるものと理解すればよいのであろうか。前述のように、これは外法に対する概念であると考えられるが、令文には「律教」という語は見あたらない。『令義解』や『令集解』に内律・内法等の語が見

られるが、義解には俗律と内法、科条と仏法を対応させており、集解の法家の説では、俗法と仏法、格律と仏法、俗律と内法というふうに対応させていて、おそらくは「律教」と内律・内法等の語とは同様に扱ってよいと思われる。また大同元年の勅文中の、忠券の状には「禁断之事請准_三教旨_二」とあるが、この「教旨」とは「仏教の本旨」と理解してよいであろう。これらのことから「律教」という語の意味については、むしろ一般的な意味でとらえ、戒律と、戒律以外の仏教の規則を含むものである、としておきたい。「戒律以外の仏教の規則」とは非常に曖昧な言い方ではあるが、井上光貞氏の論考にあるように、あまり当たり前すぎて戒律の文にも見られない事項も存在する、という点からもやむを得ないものであると思う⁴⁾。

このように大同元年の勅は、僧尼令になんらかの制限を加えるものと思われるが、はたして、僧尼令の施行停止とすべき処置なのであろうか。次章以下で検討してゆきたい。

二 僧尼令と律教

僧尼令の規定と律教との関係という点からは、まずこの大同元年の勅によって影響を受けるのは僧尼のみであるということに注意せねばならない。この場合、僧尼とは官度を受けた者のみを指すと考えるべきであろう。ただ、この大同元年の勅文中で僧尼という語が用いられているのは、少僧都忠券の状の中であるから、令文等の中の僧尼という語の用法とは相違するのではないか、という考えもあろう。しかし、大同元年の勅文中に「但殺人_レ奸盗_レ此是不_レ輕_レ隨犯_レ還俗一如_三外法_二。」とある。殺人_レ奸盗を犯したものは還俗させ、外法によって処断するというのであるが、還俗という措置が可能であるということはその者が官度の僧尼であることを示しているといえる。そうすると僧尼令中に官度の僧尼以外の者について規定した部分は、この勅によっては何ら影響を受けないと考えられる。これ以降本稿で

は、僧尼に括弧を付けて官度を受けた僧尼であることを示すことにする⁽⁵⁾。

次に直接「僧尼」に關係する規定については、律教との關係があるものと、ないものに分けられる。これは、戒律等に相當する規定が存在するか、しないかの相違である。

以上のことを整理すると以下になるよう。

※僧尼令の規定

①「僧尼」以外の者に対する規定

(a) 律教と關係する規定

②直接「僧尼」に対する規定

(b) 律教に關係しない規定

ただし、令文にはこれらの規定が一つの条文中に混在しており、單純に条文ごと分類することはできない。本来ならば、ここで僧尼令全文について検討を加えるべきところであるが、紙数の制限の都合上、井上光貞氏による僧尼令における犯罪の分類を利用させていただき、論を進めてゆきたい。井上氏の分類は以下のとおりである。

甲——律令的秩序への違反

(1) 國家への反逆 (2) 官度制への違反 (3) 寺院定住制への違反 (4) 官司に關する不正

乙——戒律の規定への違反

(1) 人倫の破壊 (2) 異端的教化 (3) 教団秩序への違反 (4) 教団生活への違反

井上氏はこのうち乙種の犯罪は、律令制の國家秩序を維持しようとする意志が見られるが、基本としては僧尼にあるまじき行為が列挙されており、仏教教団の規範ともいふべき戒律的規制に対する違法行為である、と述べられている。僧尼令と律教の關係で注意せねばならないのは、乙種の犯罪のうち、(2) 異端的教化についてである。氏はこの(2) 異端的教化の例として、第2ト相吉凶条、第5非寺院条のうち「妄說罪福」という行為、第23教化条および第27捨身の條をあげておられる。このうち第2ト相吉凶条と、第5非寺院条の「妄說罪福」という行為が、いずれも「僧尼」の仏教外の宗教活動を禁じているものであるとすると、それは仏法上の犯罪ととらえることが可能であろう⁽⁶⁾。しか

し、第23教化条は「僧尼」が俗人に経像を付して、家々をめぐり教化させることを禁ずるものである。おそらく井上氏はこのような形で教化の過程で、財物を受け取ったりあるいは異端的な教化が行なわれるおそれがある、と考えられ、乙種の犯罪に分類されたのではないかと推察するのであるが、この条に挙げられた行為は仏法上の犯罪とする事はできないように思われる。僧尼令の体系の中では、たとえ修業を積んでいようと官度を受けないものはすべて俗人なのであるから、この条文については第5非寺院条と対にして考えるべきではなからうか。第5非寺院条が「僧尼」が寺院外に道場を建てて人々を直接的に教化することを禁ずるに對し、第23教化条は（僧尼令にいう）俗人を使って間接的に教化することを禁じている。僧尼令の体系のなかでは、直接的にも間接的にも「僧尼」が勝手に人々を教化することは許されないのであろう。また、集解の法家の説は、「僧尼」自身が直接に歴門教化しても罪を科すことと一致していて、この第23条と第5条が関係していることがうかがわれる。

また、第27焚捨身捨身条は、「焚身捨身」という行為を禁じている。「焚身捨身」とは自らの体を傷付けたり、自殺に至るような非常な苦行をいうのである。大乘教典にはこれを明確に勧めるものがあることから、二葉憲香氏は、この条文について反大乘仏教的であるとの評価をされた⁹⁾。これに對し吉田一彦氏は、この行為は道教的呪術が仏教に混入したもので、あるいは、後の修験道的呪術を示したもので、日本令の制定者は儒教的合理精神からこの「焚身捨身」を禁じた、と述べられている¹⁰⁾。また、井上光貞氏は、「焚身捨身」は仏法においては自殺という行為による異端的な教化の最悪のものと見られた、とされ戒律的规定への違反に分類されている。いずれにせよ、この經典にまで記載された行為を、律教によって処断できるかどうかは疑問であると思われる。

さらに、戒律にも第23教化条および第27焚身捨身条に相当する規定は見られないとされており、これらは仏法上の犯罪ではなく、これを「異端」とするのは律令国家側の見方であって、他の乙種の犯罪に比して、甲—律令的秩序への違反、に近い要素を持っているといえるのではなからうか¹¹⁾。

この他の乙種の犯罪は、②直接「僧尼」に対する規定の中の、(a)律教と関係する規定、にあたるものといつてよく、たとえば第1観支象条の後半部分には「殺人奸盜。及詐稱_レ得_三聖道_一。」等をなした「僧尼」は還俗のうえ俗律によつて処罰することが見える。またこれらは、戒律における最も重い犯罪である四波羅夷と対応していることが指摘されている。これ以外の乙種の犯罪は、飲酒や財物を蓄えることの禁止などのように、戒律の文そのものともかなり類似を見せている。井上氏は、こうした規定は国家がその適用を代行しているものである、とされている。

次に、②直接「僧尼」に対する規定のうち(b)律教と関係しない規定、とは、官度制への違反などの律令国家が仏教の制とは関係なく「僧尼」に要求した規定である。これには井上氏の分類のうち甲種の犯罪と、乙種のうち第23条・第27条の犯罪などが含まれよう。

三 大同元年十月五日勅による処置

それでは、大同元年十月五日の勅による処置について検討してみたい。既述のように、大同元年の勅が、僧尼令の施行になんらかの制限を加えたものであることは間違いないと思われるのであるが、どこまでその制限が及ぶものであったのだろうか。

第一章で挙げた弘仁三年の太政官符を単純に読めば、大同元年十月より、「僧尼」の犯罪に対する科罰は、「殺人奸盜」を除く他はすべて仏教教団による自主的処断にまかせる、という処置が行なわれた、と考えることは自然であるかもしれない。

しかしながら、私は大同元年勅による処置を、そのように理解することに疑問を感じるのである。なぜなら平城朝において、僧尼令を破棄する事が可能となるような状況の存在は確認できないうえ、外法一般はもちろんとして、僧

尼令だけに限って考えても、その中に規定された犯罪について、すべてを仏教界の自主的科罰によることは不可能であるからである。僧尼令には仏教の制に基づくものでない条項が数多くあり、そのような犯罪に対しては、律教によって処断することはできないはずなのである。

第二章でふれた、井上光貞氏による僧尼令の分類によって論をすすめると、もし僧尼令が施行を停止されたなら、甲種の(1)国家に対する反逆 (2)官度制への違反 (3)寺院定住制への違反 (4)官司に対する不正 および乙種の(2)異端的教化のうちの一部、等に違反した「僧尼」への科罰は行なわれないうことになる⁹⁰。これでは当時の政府がこれらの規定をまったく不要であると考えていたことになろう⁹¹。このことに関しては、僧尼令の条文自体は生きていて、科罰のみが仏教教団側に任せられた、と考えても事情は同じである。およそ、違反しても科罰することができない規則というものが遵守されるはずのないことは、当時の政府にとっても自明のことであったはずであるからである。

このように、僧尼令の中には仏教側の自主的科罰を期待できない条項も多く、大同元年の勅によって僧尼令の全面的な施行停止が行なわれたとは考えにくいのである。ただ、当時僧尼令がまったくの空文と化していて顧みられることがなく、また当時の政府が僧尼令の規定を不要なものと認識していたとすれば、その施行の停止が行なわれたと考えても不自然ではないといえよう。はたして当時僧尼令は不必要な法令であったのだろうか。

正史に見える「僧尼」に対する科罰の例の検討からは、僧尼令が実際にはその規定どおりに適用されていないことが指摘されている⁹²。しかし、僧尼令がまったく顧みられなかったわけではなく、罪状の多くが令文の引用で表されており、僧尼令が一つの基準として有効であったことが指摘されているのであって、「僧尼」に対する科罰が令文どおりに行なわれていなくとも、ただちに僧尼令の必要性を否定することはできないといえる⁹³。また、そもそも僧尼令の規定どおりの科罰が行なわれていない、ということと、「僧尼」に対する科罰自体が行なわれない、ということの間には大きな差異があるといえよう。

さらに、平安初期の「僧尼」に対する法令においても、僧尼令の規定に見られるような「僧尼」のありかたが要求され、僧尼令自体の遵守もまた強調されている⁹⁰。このように「僧尼」の行ないを法令をもって糾正し、さらに令の規定を重視する傾向が見られるなかで、ただ平城朝にのみ僧尼令を施行停止するような前例をみない措置がとられたとは思えないのである⁹¹。

吉田一彦氏は、奈良時代には僧尼令が軽視され、それとは別個に仏教行政が行われていたが、延暦期以降意識が高まるにつれ法と現実の差が意識されるようになり、大同元年には現実を尊重し僧尼令を破棄することで矛盾を解決しようとした。しかしこの方策は時代に適合せず弘仁年間には法を尊重する処置がとられ大同元年勅は否定された、と述べられた。そして、平城朝においてこのような処置が取られたのは、法と現実の乖離を痛感した忠芬が上表し、平城天皇がこれに敬意を表したためである、とされている⁹²。しかし、僧尼令の規定が守られていなかったという「現実」に対して、僧尼令以外の基準を設けるのならともかく、僧尼への科罰を停止してしまうような極端な措置がとられたとは考えにくく、延暦期以降に法意識の高まりを想定するなら、忠芬に対する敬意というもので僧尼令の破棄という重大な処置の行われた理由を説明するのは難しいように思われる。

こうした僧尼令の実効力の問題に関しては、それぞれの条文ごとに個別の検討が必要であるが、少なくとも僧尼令の規定のすべてが平城朝の政府にとって不要なものであったとは考えにくい。吉田一彦氏が指摘されているように、僧尼令のうちで官度制に関する条項は特に重視されていたと考えられる⁹³。官度制の整備に関する法令は平城朝の前後にも数回発令されているし⁹⁴、令文のなかでは、たとえば第3自還俗条には、自ら還俗した者は僧尼の名籍から除き、俗人の籍に付すことが規定されている。同条義解には「謂。還俗者。先已還俗訖者。非今始欲還俗。」とあり、還俗者とはすでに還俗してしまったものであって、これから還俗を希望しているものではない、としており、集解の同条穴説には、還俗を希望するものの処置はよるべき法制が存在しない、とある。また同条朱説にも「謂。自

還俗。不_レ制也」と還俗に関しては制さないこととしており、還俗は自由に行なわれるものごとくである。しかしながら、正史には修学に耐えないことや、母親、あるいは弟妹の養育の必要など一身上の理由で還俗を願ひ出ている例が見られる⁹⁸。このように、個人的な理由で還俗を希望する際にも特に願ひ出て許されていることを考えると、あるいは還俗は、自由には行なわれなかった時期があるのではないかとも考えられるのである。このように、還俗に関して令文の規定以上に厳重な措置が取られていることから、官度制を重視している様子がうかがわれる。ならば、大同元年勅による処置はどのようなものと考えればよいのであろうか。

ここで、再度大同元年勅を参照すると、忠_二芳_一の状には、「律教中已_二設_三明制_一。禁断事請准_三教旨_一」とある。律教の中には、すでに明制があるから、禁断のことは仏教の旨に准じて行ないたい、という意味であろう。しかし、律令国家が「僧尼」に対して設けた規定のすべてについて、律教に相当する制があるわけではないことは既述のとおりである。

そうするとこの勅が命じているのは、明制が備わっているもの、つまり「僧尼」の仏法上の犯罪についてはその科罰を仏教界側に任せる、ということなのではなからうか。そして、教団側で処罰できない犯罪については、依然として俗官による処罰を行なおうとしたのではないだろうか。

この勅によって科罰が教団側にまかせられる条項というのは、いくつかの戒律違反などの、国家がその適用を代行していた規定であって、もともと律教中にはっきりとした制度が存在した条項に限られるのだと考えられる。言い換えるなら、この処置は僧尼令の部分的な施行停止であると考えるべきであろう。

こう考えるなら、大同元年の勅が「殺人_二奸盗_一」だけを特に例外として挙げている理由がはっきりとする。「殺人_二奸盗_一」は、戒律とも共通する罪であるから、ことさらに例外としなければ、俗官による科罰が行なえなくなるからである。これに対し、官度制その他、あるいは俗法一般に対する違反については、律教によって処断することはできない

ので例外とする必要がないのであろう。

いうまでもなく、内法に違反した「僧尼」に対し仏法の制によって科罪することは、大同元年にはじまったことではないのであって、僧尼令のなかにも仏法による科罰を規定した条文が存在する。それが第21准格律条である。同条には「如苦使条制外。復犯罪不至還俗者。令三綱依仏法量事科罰」とある。これは同条義解に「是内法之制。非俗律之科。其違令違式及拳輕明重。并不応得為類者。並律有三科条。不可更依仏法」とある事からもわかるように、「僧尼」が僧尼令に規定のない内法上の罪を犯した場合には、還俗に至らざる場合に限り三綱が仏法によって科罰することを許しているのである。逆にいえば、養老僧尼令においては、いかに軽微な犯罪であろうとも、俗法を犯した場合の科罰は俗法によって行なわれることが規定されているといえよう。令文に「苦使の条制の外」とことわっているのは、僧尼令に仏法上の罪とも共通する罪が規定されているからに他ならない。そして、大同元年の勅による処置が、仏法上の罪の科罰のみを仏教教団に任せたとすれば、この処置は僧尼令第21准格律条の三綱による科罰の権限の領域を広げたものであるという見方もまた成り立つように思われる。

さらに、本条の規定の検討からは、僧尼の科罰に対する決定権は俗官にあり、三綱に科罰を任せるといふかは俗官の判断によるものであったことが指摘されている⁸⁾。つまりこの三綱による内律適用も、俗権によってその権限を付与される形式になっているのである。このことを考えるとき、あくまで推測ではあるが、大同元年勅によって律教に任ざれることになった事項の科罰も、三綱等に任せるといふか、どうかの判断は俗官が行なったと考えたほうがよいのではないかと思う。そうすることによって、律教上の罪に対する科罰に際しても俗法との関係が保たれることになるからである。

つまり大同元年の勅以降、「僧尼」への科罰は、まず俗官が判断し、仏法上の罪と判定されたならば、教団側によって仏法上の規則によって処罰がなされる、という手順を踏むのであると考えるのである。また、「僧尼」に仏法上の

処分が加えられる際には、三綱等が関与していたのであろう。そして、弘仁三年の官符で「所司専任_三律教_二不_レ加_三推勸_一。」と所司が推勸を加えざる事が糾弾されているのは、俗官に、「僧尼」に対する科罰に關しての職務が、いまだ多く残されていたためであると思う。

はなはだ薄弱な根拠のうゑに推測を重ねてしまったが、大同元年制下においても僧尼に対する科罰権を俗官が保持していたと考えると、大同元年に律教による「僧尼」の科罰をいかにも簡単に認めたことに説明がつくのではないか。

つまり大同元年において、僧尼令の規定と現実の運用との差への対処策として考えられたのは、単に僧尼令の遵守のみを図ることも、僧尼令を破棄しそれまでの仏教行政を放棄することもなく、俗法に違反した場合と、戒律等に違反した場合を区別して考え、僧尼令のなかでも律教に規定があるものについては三綱等にその科罰を任せることで、「僧尼」に対して外法と内法双方の適用を促進しようと考えたのではなからうか。しかし、実際にはこの方策を実行したときに、俗法に違反した「僧尼」の科罰を行なうべき俗官が、その処罰を行なわないという状況があらわれため、弘仁三年に至って令制に復することとなったのではないかと思うのである。

おわり

以上本稿では、僧尼令には律教によって処断不可能と思われる条項も多く、それらは平城朝の政府にとっても軽視しうるものであったとは考えにくい。ため、大同元年の勅による処置は、「僧尼」の犯罪のうち律教で処断しうるものについては教団側の処罰に任せるが、その際には俗官が関与するという非常に限定的なものではないかと考えたわけである。しかし平城朝においてなぜこのような措置が行なわれたのか、という肝腎の点について述べることができず、これはこれからの課題であるが、最後に展望を多少述べてみたい。

大同元年勅が、三綱等に新しい職権を付与したものであるのはいうまでもない。しかし、この措置が「僧尼」に対し単に便宜を図ったものであると考えるべきではないのであって、職務上の権限が拡大した三綱等に関しては、また負うべき責任も拡大したといえよう。そうするとこの措置は、平城朝のみに見られる特殊な動きであるとする事はできず、桓武朝から嵯峨朝あるいはそれ以降にも引き続き見られる、三綱や講師等に対する職務・責任の拡大と軌を一にするものと考えられる。

三綱に対する方策に限ってみても、たとえば桓武朝においては、延暦十七年四月十五日に、生産を事とし閭巷に入する「僧尼」を事情を知らながら糾さざる三綱は与同罪としている⁸⁰。また、平城朝においては、大同元年八月に檀越の不正に対して違勅罪を科し、これを容認した国司兼僧三綱も与同罪とし⁸¹、同三年七月には、国司の庶務が繁多であるとして諸国定額寺の燈分稻の運用を講師三綱に移している⁸²。さらに、嵯峨朝においても、弘仁三年四月十六日に、男女混雑して法会等を行なった場合には、その寺に入った「僧尼」および三綱には違勅罪を科すこととしている⁸³。おそらくは、大同元年勅もこうした法令の一環としてとらえることができ、むしろ法令によって僧尼の行動を規制しようとの意志がそこに存在すると考えるべきではなからうか。

また、桓武朝と平城朝との間には僧尼令の施行停止という重大な処置が可能となるような変化は見いだされないの
で、平城天皇個人の側に原因が求められ、特に後の平城遷都との関係から平城天皇と南都仏教界とのつながりを想定
する見解もある⁸⁴。この点について私は、少なくとも平城天皇の在位中に關しては平城天皇と南都仏教界との関係が
それほど強力なものではなかったのではないか、という見通しをもっているのだが、これらの問題については他稿に
譲りたいと思う。

- 註
- (1) 中井真孝「平城朝の仏教政策」(『鷹陵史学』五 昭和五四年)
 - (2) 『類聚三代格』卷三。ただし、『類聚国史』卷百八十六大同元年十月甲子条によって改めた部分がある。
 - (3) 中井真孝「僧尼令における犯罪と刑罰」(大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』吉川弘文館 昭和五一年)など。
 - (4) 井上光貞「仏教と律令」(『井上光貞著作集』二 岩波書店 昭和六一年) 以下井上氏の見解を引用する場合にはすべてこの論文による。
 - (5) 大同元年は刪定律令の施行期間中であるが、養老令を利用して論をすすめていくことに問題はないと思う。以下条文の引用はすべて養老僧尼令による。また、養老僧尼令という僧尼という範囲には、官度の沙弥・沙弥尼も含まれるが、煩雑になるため本稿では官度の沙弥・沙弥尼をも含めて「僧尼」という語を使用する。
 - (6) 「妄説罪福」について義解は「在寺院而妄説」と述べるのみで、この行為が仏教外の教えを説くものであるのかどうかは分明ではない。集解の法家の説では、古記や令釈説がこれは梵天経の類いである、とする。また穴説は仏法を妄りに説くことであるとしており、跡説は真如の説であっても寺内で妄りに罪福を説けば還俗としてしている。
 - (7) 二葉憲香「僧尼令の研究」(『古代仏教思想史研究』永田文昌堂 昭和三七年)
 - (8) 吉田一彦「僧尼令に関する諸問題」(『紀尾井史学』二 昭和六二年)
 - (9) 本稿において、僧尼令と戒律との関係については、以下の論考を参考にさせていただいた。井上薫「古代仏教制度論」(藤直幹編『古代社会と宗教』若竹書房 昭和二六年)及び井上光貞・二葉憲香前掲論文。
 - (10) 中井真孝氏は註(3)論文で、大同元年の勅によって施行が停止されたのは、「刑罰規定」の条項のみで、「行政規定」は従来どおりである、とされている。中井氏の論考、「僧尼令について」(『歴史公論』一〇四 昭和五二年)によると、この二者を分ける基準は、令文中に刑罰を規定しているか否かであり、刑罰の規定があるものを「刑罰規定」とするのである。しかしながら、僧尼令に刑罰の規定が存在しない条項の違反についても、違令罪その他によって科罪がなされるはずであるから、大同元年の処置に関する限りこうした分類で施行が停止されるか否かを判断することはできないように思われる。
 - (11) ただし、僧尼令のうち第8、第17の两条はすでに空文となっていたとする見解が存在する。これについては吉田一彦「僧尼令の運用と効力」(『速水侑編『論集日本仏教史』一 雄山閣出版 昭和六一年)を参照されたい。
 - (12) 中井真孝 註(3)論文。橋本政良「僧尼令の科罪方式」(『続日本紀研究』一七四・一七五 昭和四九年)

(13) 橋本政良 註(1)論文など。

(14) 『続日本紀』延暦四年五月己条。『類聚国史』巻百八十六 延暦十四年四月庚申条。同延暦十七年四月乙丑条。同延暦十八年六月乙酉条。『日本後紀』弘仁三年四月癸卯条など。

(15) 中井真孝氏は、註(1)論文において『広弘明集』巻二所引の『魏書』釈老志の「緇素既殊法律亦異。故道教彰_二於五顯_一。禁勸各有所宜。其僧犯_二殺人已上罪者。依_二俗格_一斷。余犯悉付_二昭文_一。以_二内律僧制_一判_レ之」という北魏の永平元年(五〇八)の詔を挙げられ、これは特定の犯罪を俗法により、それ以外の犯罪は内法によって処断する方法の先蹤となるものである、とされている。しかし、この北魏の詔にみえる「僧制」とは後の道僧格の原型ともいえるものであるから、この詔で述べられているのは、罪を犯した僧尼は官司に付し、その軽重によって俗法や内法で科罰するというわが国にも継受された方法なのである。したがって、この制度を大同元年勅による処置の先駆的なものとする事はできない。このことについては、諸戸立雄『中国仏教制度史の研究』(平河出版社 平成二年)を参照されたい。

(16) 吉田一彦 註(1)論文。

(17) 吉田一彦 註(1)論文。ただし、僧尼令の中で私度に関する条項は、確実に実施されていたかどうかは疑問である。これについては吉田一彦「古代の私度僧について」(『仏教史学研究』三〇— 昭和六二年)を参照されたい。

(18) 『続日本紀』宝亀十年八庚申条。『類聚国史』巻百八十六 延暦十七年四月乙丑条。『日本後紀』弘仁四年二月丙戌条。『類聚国史』巻百八十七 延暦十九年八月辛巳条。同十九年十月己卯条。『日本三代実録』貞観八年五月八日辛亥条。

(19) 中井真孝 註(3)論文。橋本政良「三綱の刑罰執行職務」(『続日本紀研究』二二— 昭和五九年)

(20) 『類聚国史』巻百八十六 延暦十七年四月乙丑条。

(21) 『日本後紀』大同元年八月丁亥条。

(22) 『類聚三代格』巻三「応諸国定額寺燈分稻便預講師三綱事」

(23) 『日本後紀』弘仁三年四月癸卯条。

(24) 中井真孝 註(1)論文。

— 大学院博士課程前期課程 —